

## 第23期第18回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年11月5日(月曜日) 11:30～11:50

(2) 会議の場所 別子山公民館

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第4番	村上壽一	第10番	眞鍋哲哉
第5番	高橋繁	第11番	寶田正司
第6番	井下八郎	第12番	守谷博明
第7番	高橋眞次	第13番	飯尾象司

#### (3) 欠席委員 3人

推進委員	第3番	岡部正明
推進委員	第14番	西原實
推進委員	第15番	久枝啓一

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	原道樹
事務局次長	横川俊彦	農政係長	谷口恭子
臨時職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 別子山の農業について



11時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員19人・推進委員12人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

今期初めてということで皆様方もなかなか行く機会が少ないと思いますので別子山の方へ行って色々と見てみようじゃないかということで、今回別子山で総会を開催することになりました。開催にあたりまして、事務局の職員さんは色々心配され天候、会場、心配されたのですが幸いにしてこのすばらし天候のもとで来る途中素晴らしい紅葉も見ながら別子山にこれたと、少ない機会ですけどこれからも、任期の間で一度や二度は別子山に来て地域の方々との交流ができたかと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第18回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号及び議案第2号となっております。

午後からは、別子山地区の視察を行います。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において松本 勝美委員と山口 三七夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいた

します。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号は意見事項となっております。

加えまして参考事項1件がございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

## ○原主幹

議案第1号につきましても、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第30番及び第31番の2件でございます。

2ページをお開きください。

第30番は、大生院字岸影、畑、1筆、面積178平方メートル、譲受人は市内在住の(1-1)さんです。

譲受人は現在、4.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、自宅敷地に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第31番は、松の木町、畑、1筆、面積403平方メートル、譲受人は市内在住の(1-2)さんです。

譲受人は現在、3.6反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第30番及び第31番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号まで

の許可要件について調査書を配布させていただいております。第30番は1ページ目、第31番は2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、30番については、地元委員であります渡邊 勝俊委員に、31番については、石山 敏夫委員からご報告をいただきます。

まず、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員

第30番の(1-1)さんですが、以前農業委員をしておりましたお父様と一緒に農業をしておりまして耕作意欲を感じられました。また、申請地については自宅敷地と隣接しておりまして、周辺地域との調和要件も問題ないことから許可をしても支障がないと思いますのでよろしく申し上げます。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に石山委員お願いします。

○石山委員

第31番、松の木町の申請地につきまして事務局から資料をいただいたのは10月12日だったと思います。翌13日、14日と調査を実施しまして農地として既にきちんと管理されておりまた、地域との調和要件も特に問題ないことから許可しても支障がないと思います。譲渡人は現在、新居浜工業高等学校の教師をしておりますが非常勤ということで週に1度くらいの出勤しかないので耕作については特に支障がないと確認しております。よろしく申し上げます。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第1号30番及び31番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長            ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第1号30番及び31番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長            3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○原主幹                議案第2号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は12件です。

4ページをお開きください。

135番、船木 字国領、畑1筆、譲受人は、（2-1）さん。

内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 167.77平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

136番、東田一丁目、畑2筆、譲受人は、（2-2）さん。

内容は、自己住宅 79.91平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

137番、岸の上町二丁目、畑1筆、譲受人は、（2-3）さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

5ページをご覧ください。

138番、高田一丁目、田2筆、譲受人は、（2-4）さん。

内容は、自己住宅 67.86平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

139番、船木 字元船木、畑2筆、譲受人は、（2-5）

さん。

内容は、自己住宅 74.52平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

140番、郷三丁目、田1筆、譲受人は、(2-6)さん。

内容は、自己住宅 96.88平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

6ページをお開きください。

141番、新須賀町一丁目、畑1筆、譲受人は、(2-7)さん。

内容は、自己住宅 138.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

なお農用地の除外があります。

142番、長岩町、田3筆、譲受人は、(2-8)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

143番、大生院 字戸屋鼻、田1筆、譲受人は、(2-9)さん。

内容は、自己住宅 109.30平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

なお農用地の除外があります。

7ページをご覧ください。

144番、萩生 字旦ノ上、畑4筆、譲受人は、(2-10)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

145番、萩生 字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(2-11)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地であ

る第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

146番、徳常町、畑1筆、譲受人は、(2-12)さん。

内容は、貸しホテル用地、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、135番から146番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

●藤田会長

ありがとうございます。以上、135番から146番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、渡邊委員さん。

○渡邊委員

143番の件なのですが、譲渡人の土地なのですがこのすぐ横の2メートル農道を通して奥に約5反程の田んぼがあります。そこを大型農業機械が通って耕作していますが農道の直ぐ横に家が建つと機械が通れなくなるということで、現地に大型機械を持って行って通れるか確認してまいりました。建てる方の配慮もありまして境からだいぶ引いてくれ、通れるということが判明しましたので報告しておきます。

●藤田会長

はい、ありがとうございます。

はい、矢野委員さん。

○矢野委員

私は、教えてほしいことです。141番の農用地除外有というのはどういうことなのか、もう一つ143番で使用貸借権設定で期間が永年となっているのですが、土地の所有権というのは変わらないのでしょうか。以上です。

○原主幹

農用地除外なんですけど、農業振興地域内の農用地というのが地番指定されているのですが、それが農林水産課の方で農用地指定されていまして、その農用地を除外しない

と転用ができないということになりますので、事前に除外がされてますよということでの農用地除外有という形にさせていただきますいております。それと、使用貸借権設定の永年ということにつきましては使う権利だけなので今時点では所有権移転というのは考えていない状態です。単純に使用する権利です。

●藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

8ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして第18回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

なお、13時から、現地視察となっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

○藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員